

平成 29 年度新規環境改善調査研究課題の公募について

平成 29 年 4 月 14 日
独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部担当理事 藏重 徹雄

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（平成 17 年細則第 1 号）第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

課題 1：局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に関する調査研究

課題 2：今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 29 年 4 月 14 日（金）から平成 29 年 5 月 19 日（金）午後 6 時までに必着又は持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

1. 目的、調査研究期間及び予算の規模等

(1) 目的

公害健康被害の補償等に関する法律における旧第一種指定地域（以下「旧指定地域」という。）を中心とする地域の大气汚染の改善を通じ、地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業の実施が求められている。

このため、旧指定地域を中心とする地域における交差点や幹線道路沿道等の局地的な大气汚染地域の大气汚染の改善に関する調査研究を実施するとともに、今日的な大气汚染の知見の蓄積に向けた課題についての調査研究を実施する。

(2) 調査研究期間及び予算の規模

①研究期間：最長 2 年間（平成 30 年度まで） 評価の結果等により単年度となる場合もある。

②予算規模：3,600 万円程度

上記予算規模は全ての採択課題の調査研究期間を通じた予算の総額とする。なお、課題毎の予算は必ずしも上記予算規模の按分にはならない。

(3) 調査研究の対象となる分野

調査研究は、以下 1)、2) の条件のいずれかを満たすものとする。

なお、ここでいう大气汚染とは、窒素酸化物、浮遊粒子状物質又は微小粒子状物質等による大气汚染をいう。

1) 課題 1：「局地的な大气汚染地域の大气汚染の改善に関する調査研究」

自動車 NO_x・PM 法^{※1}における総量削減計画の目標達成に向けた調査研究

自動車 NO_x・PM 法に基づき、平成 23 年 3 月に変更された基本方針^{※2}に基づく目標^{※3}について、自動車 NO_x・PM 法対策地域に属する公害健康被害予防事業対象地域^{※4}の中には、未だ大气環境基準を確保していない地区等がある。それらの高濃度が予測される地区等においてその原因分析を行い、対策について提案をまとめること。

※1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減などに関する特別措置法

※2 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針

※3 平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大气環境基準を確保する。ただし、平成 27 年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

※4 公害健康被害予防事業対象地域（公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第 2 に含まれる地方公共団体）

千葉県、千葉市、東京都、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、富士市、愛知県、名古屋

屋市、東海市、三重県、四日市市、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、東大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、岡山市、倉敷市、玉野市、備前市、福岡県、北九州市、大牟田市

2) 課題 2: 今日的大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に関する調査研究

予防事業対象地域における微小粒子状物質 (PM2.5) 対策に資する調査研究

平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) については、一般局、自排局ともに未だ環境基準の達成率が低い状況であり、さらなる対策が必要である。そのことから、公害健康被害予防事業対象地域内における PM2.5 の高濃度地域の大气環境の改善及び健康被害の予防に資することを目的として、公害健康被害予防事業対象地域内において自排局及び一般局の成分分析データ等を活用し、その実態把握及び対策に資する調査研究を行うこと。

《参考》

○機構が過去に実施した大气環境の改善分野に関する調査研究について

機構が過去に実施した大气環境の改善分野に関する調査研究の一部については、以下の機構ホームページでも公表していますので、ご参照ください。

<http://www.erca.go.jp/yobou/taiki/research/index.html>

(4) 採択予定課題数

2 課題程度

2. 調査研究計画書の提出方法

(1) 応募に当たり提出が必要となる調査研究計画書は、添付資料に示された様式に従い、作成に当たっては記載例を参考にして下さい。

(2) 提出方法は下記①、②のいずれかとします。

① 郵送又は持参

正本 1 部、副本 10 部、電子媒体 (応募書類の電子ファイル一式を記録した CD-ROM 等) 1 枚を提出期限までに以下の宛先へ郵送又は持参いただきます。

・ 提出先: 〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー 8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課

平成 29 年度新規環境改善調査研究課題公募担当宛

・ 電子媒体: 調査研究課題名、申請者名を明記すること。

② 電子メール

提出期限までに、以下の通り応募書類の電子ファイル一式を電子メールに添付し送信いた

だくとともに、正本（紙媒体）1部を郵送又は持参いただきます。

- ・電子メールの送信先アドレス：koubo@erca.go.jp
- ・宛先：独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課
平成29年度新規環境改善調査研究課題公募担当
- ・メール件名：平成29年度新規環境改善調査研究課題公募
- ・添付ファイル名：調査研究計画書（申請者名）
- ・添付ファイルの容量：上限8MB程度
- ・正本の提出先：〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎セントラルタワー8F
独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課
平成29年度新規環境改善調査研究課題公募担当宛

(3) 提出に当たってのその他の留意事項

- ① 電子媒体又は電子メールの添付ファイルで提出する電子ファイルは、Microsoft Word（Windows OS対応、拡張子doc又はdocx）で作成・提出して下さい。フォントについては、一般的に用いられているものを使用して下さい。
Apple Computer社製パソコン及びOS（以下、Mac）で応募書類を作成した場合、文字化け等で文書が読み取れない場合がありますので、応募書類はWindows OSで作成をお願いします。Macで作成したものを送信し、当方で文字化けを起こした場合、不受理とし、機構では責任を持ちません。
- ② 提出する電子ファイルは、応募書類一式を1つのファイルとして下さい。応募書類を複数のファイルに分割して提出した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、機構は責任を持ちません。
- ③ 提出する電子ファイルは、自動解凍ファイル等の圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をして下さい。
- ④ 電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ⑤ 電子メールの添付ファイルで提出した場合、受信後受領通知のメールを送信します。記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点を指摘したうえで返信します。この時点では受領となりませんのでご注意ください。必要な訂正を行った上で、再度送信いただき、指摘箇所が修正されていることを機構が確認した時点で受領通知のメールを送信します。締切日時は、記入間違い等の訂正による再提出も含めた締切日時です。締切直前に送信されて記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点は指摘しますが、訂正版の提出が締切日時を越えると一切受領できませんので、余裕をもって提出下さい。
機構へ送信後、数日しても何らかの返信がない場合、送信過程でのトラブルの可能性あります。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。なお、電話での連絡なしに最初送信したファイル（修正版を含む）を二重に送信しないで下さい。重複応募として排除します。その場合、機構は一切の責任を負いません。
- ⑥ 調査研究計画書は日本語で作成することとします。

3. 対象となる経費

機構が負担できる委託費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。

(1) 人件費

直接従事する調査研究に係る職員の階層別に対応する給料。支給単価は、受託者の規程等によるものとする。

(2) 諸謝金

研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た場合など、特定の用務に対する謝礼金が対象)

(3) 旅費

委員会等の出席、研究に必要な各種調査を行うための調査旅費等が対象

(4) 業務費

①備品費

対象となる備品は調査研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品であり、その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもの。委託業務の完了時（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）において、機構が返還させる必要があるものを指定したときは、これを機構へ返還するものとする。

②消耗品費

物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないもの。

③印刷製本費

委託業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代等を対象とする。報告書、その他資料等の印刷代及び製本代。

④通信運搬費

郵便料、切手、はがき、運送代（宅配便等）、通信・電話料（当該調査研究に使用した料金であることが証明できる場合に限る）。

⑤借料及び損料

機械器具の借料及び損料、会場借料等。

⑥会議費

委員会等の茶菓子弁当代、その他賄い等の食料の代価。（必要最小限にとどめるものとする。）

⑦賃金

集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金

⑧雑役務費

(5) 委託費

調査研究計画のうち、受託者において実施することが困難な分析測定などについて、委託業務の一部を他の研究機関等に外注して行わせるために必要な経費。

(6) 一般管理費

受託団体の経営、管理及び運営活動に必要な経常的経費で、資本費、設備費、経営費及び労務費等で構成されるものとし、次の算式により求めるものとする。

一般管理費 = (人件費 + 諸謝金 + 旅費 + 業務費 - 印刷製本費) × A

Aは一般管理費率であり、10/100以内とする。

(7) 技術経費

委託業務を処理する技術等の習得に要した費用の償還及び技術職員の知識情報等の収集蓄積のために必要とする経費で、次の算式により求めるものとする。

技術経費＝人件費×B

Bは技術経費率であり、10/100以内とする。

4. 研究課題の審査、採択及び通知について

(1) 審査・採択について

審査は非公開で、以下の手順で行います。提出された書類・電子ファイル等の返却は行いません。

①資格・要件審査

応募書類について、調査研究課題、調査研究課題に係る代表者の要件を機構が事前審査を行います。その際、公募する研究分野に該当しない場合、添付資料③「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」に規定される応募資格を満たしていないなど、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

②書面審査（事前評価）

上記①の資格・要件審査を通過した応募書類について、外部の有識者により構成される環境改善調査研究評価委員会による書面審査（事前評価）を行います。

③研究課題の決定

採択すべき調査研究課題は、上記②の事前評価を受けて予防事業部担当理事が決定します。なお、採択に当たって、研究チームの構成等に条件が付与される場合があります。

(2) 審査基準

応募された調査研究課題について、下記の点から総合的に審査します。

- ① 大気環境改善対策の推進への貢献度
- ② 研究計画の適正さ
- ③ 研究成果目標（目的）の明確性、的確性
- ④ 内容の独自性
- ⑤ 社会・経済に対する貢献度

(3) 審査結果の通知について

採択された課題の調査研究計画書申請者に対して、調査研究課題採択通知書により通知します。

5. その他

(1) 応募資格

本公募に応募できる者の資格は添付資料③「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」に記載されている「応募資格」とおりとします。

ただし、次の者を除きます。

- ①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ②契約事務取扱細則第5条の規定に該当する者。

《参考》契約事務取扱細則（抄）

（一般競争等に参加させないことができる者）

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 著作権等

本調査研究で作成したシステム及びマニュアル等の著作権等の無体財産権は当機構に帰属し、予防事業における他の用途において、無償で使用できるように措置することとします。

(3) 研究課題の評価の実施について

採択された調査研究については、毎年度機構外の学識経験者により構成される調査研究評価委員会により評価を実施することとします。評価の客観性・透明性の確保のために、調査研究の実施にあたり、第三者からなる検討会・委員会等を設ける場合は、検討委員等には機構の環境改善調査研究評価委員は含めないこととします。

(4) 研究成果の取扱い

研究者は、毎年度の調査研究終了時に調査研究成果報告書を20部作成し、機構に提出していただきます。また、調査研究成果発表会（毎年1回開催）にて、研究成果を発表していただきます。

(5) 委託費の不正使用及び不正受給

委託費の不正使用または不正受給を行った場合、これらに関与した研究者等に対し、添付資料⑤「独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返

還等に関する達」による措置を適用します。

(6) 個人情報の保護

調査研究の実施にあたっては、受託者が、当該調査研究で取り扱う個人情報の保護のための適切な安全管理措置を講じてください。

(7) 問い合わせ方法

公募全般に関する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、応募課題の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「公募問い合わせ(環境改善分野)」としていただきますようお願いいたします。

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 公募担当

E-mail : koubo@erca.go.jp

(8) 添付資料

以下の資料が添付されています。

- ① 応募書類様式
- ② 応募書類様式記載例
- ③ 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領
- ④ 公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領
- ⑤ 独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達
- ⑥ 委託契約書(案)

(9) 契約情報の公表

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表します。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

ア. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以

- 上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

イ. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ. 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

エ. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

③「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

<本件担当>

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 松井、相馬

TEL : 044-520-9570 FAX : 044-520-2134

E-mail : koubo@erca.go.jp